

報告第1号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の  
報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月3日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 処分事項

## 損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
令和4年 4月15日	67,304円		令和4年3月15日午前7時頃、羽曳野市桃山台4丁目120番地の2付近において、相手方車両が対向車を避けようと車道の左端に車両を寄せた際、端が折れ曲がり車道側に傾いた状態のガードレールに接触したことにより、車体の左側面を損傷させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を50%、相手方を50%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。